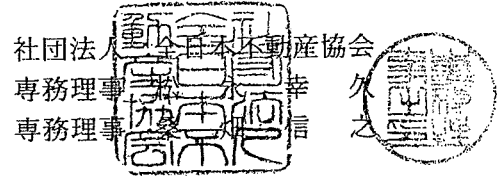


23全日専第5号
平成23年9月5日

本部長 各位



「宅地建物取引業施行規則改正に伴う説明会」の開催のご案内

拝啓 時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、近年のマンション投資への悪質な勧誘によるトラブル増加に対処すべく、宅地建物取引業施行規則が改正されたことを受けて、宅地建物取引業者を対象とした国土交通省主催の説明会が全国4会場で開催されます。

つきましては、別紙を所属会員へのご案内いただきますようお願い申し上げます。

なお、本説明会へ出席するためには、事前登録が必要なことにご留意ください。

敬具

平成23年9月5日

『宅地建物取引業法施行規則改正に伴う説明会』の開催について
(宅地建物取引業に係る契約の勧誘規定の改正)

1. 開催場所・日時

○愛知【中部地方整備局主催】

日時：9月20日(火) 14:30～16:00【受付開始14:00】

場所：ウインクあいち(愛知県産業労働センター) 1001室
名古屋市中村区名駅4-4-38 ウインクあいち 10F

○大阪【近畿地方整備局主催】

日時：9月21日(水) 10:30～12:00【受付開始10:00】

場所：大阪合同庁舎1号館 第1別館2階大会議室
大阪府中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館第1別館2階

○東京【関東地方整備局主催】

日時：9月26日(月) 14:30～16:00【受付開始14:00】

場所：浜離宮建設プラザ大会議室
中央区築地5-5-12 浜離宮建設プラザ 10F

○福岡【九州地方整備局主催】

日時：9月27日(火) 14:30～16:00【受付開始14:00】

場所：福岡第二合同庁舎共用第2会議室
福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎 2F

2. 内容

○宅地建物取引業法施行規則の改正内容等に係る説明(60分程度)

※詳細は別紙国土交通省記者発表資料参照

○質疑応答・その他連絡事項（20分程度）

3. 出席予定者の登録について

出席を希望する場合は、別添、「説明会の出席予定者一覧（登録用）」に必要事項を記入の上、9月9日（金）までに次の申込先までFAXにてお申し込みください。

4. お申し込み先等

社団法人 全日本不動産協会 電話03（3263）7030

申込みFAX番号 03（3239）2198

5. その他

- 出席予定者が会場の収容人数を超える場合には、人数の調整（各社1名等）をお願いさせて頂くことがあります。
- 説明会の当日の受付は、名刺により行いますので、ご持参願います。
- 説明会の出席予定者に対して、アンケートを実施させて頂きます。アンケートは、説明会までに配布します。説明会会場にて回収させて頂きます。

以上

説明会の出席予定者一覧(登録用)

※提出して頂いた個人情報研修会に関する事務確認等のみにご利用させて頂き、第三者への提供は致しません。

説明会開催場所		出席希望
① 9月20日(火)14:30~16:00	【愛知】	
② 9月21日(水)10:30~12:00	【大阪】	
③ 9月26日(月)14:30~16:00	【東京】	
④ 9月27日(火)14:30~16:00	【福岡】	

出席希望の開催場所の「出席希望欄」1箇所に○を記載して下さい。

送信先FAX番号03(3239)2198
締切:平成23年9月9日(金)まで

No.	会社名	免許種別	免許番号	出席者氏名	アフリカ(半角)	所在地(会社)	電話番号(会社)(半角)
1							
2							
3							

※説明会の当日の受付は、名刺により行いますので、名刺の持参をお願いします。
※出席予定者が会場の収容人数を超える場合には、人数の調整(各社1名等)をお願いさせて頂くことがあります。

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成23年8月31日
土地・建設産業局
不動産業課

宅地建物取引業法施行規則の一部改正について

「規制・制度改革に関する方針について」（平成23年4月8日閣議決定）等を踏まえ、宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）の一部について、所要の改正を行いましたのでお知らせいたします。

◆悪質な勧誘行為の禁止

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第47条の2第3項に基づき、同法施行規則第16条の12において、宅地建物取引業者等の勧誘行為について、相手方等を困惑させることが禁止されていますが、今般、宅地建物取引に係る悪質な勧誘行為の実態調査の結果を踏まえ、以下の事項を明文化する等の改正を行いました。

- ・勧誘に先立って宅地建物取引業者の商号又は名称、勧誘を行う者の氏名、勧誘をする目的である旨を告げずに、勧誘を行うことを禁止
- ・相手方が契約を締結しない旨の意思（勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示したにもかかわらず、勧誘を継続することを禁止
- ・迷惑を覚えさせるような時間の電話又は訪問による勧誘を禁止

◆スケジュール

公布 平成23年8月31日

施行 平成23年10月1日

<お問い合わせ先>

国土交通省土地・建設産業局不動産業課 経営指導係

(内線) 25126・25129

(代表) 03-5253-8111